

「調整されたレベル 4」規制に関する官報の概要（当館にて仮訳一部編集）

6月28日施行、6月29日一部修正

(1) 「調整されたレベル 4」の一般の規制

【公共の場における義務的なプロトコル】

15B. (1) この規則の目的のために、「フェイスマスク」とは、布製のフェイスマスク、鼻と口を覆う手作りのもの、または鼻と口を覆うためのその他の適切なものを意味する。

(2) 公共の場所にいるときは、6歳以下の子どもを除き、すべての人にフェイスマスクの着用が義務づけられており、執行官による口頭でのフェイスマスク着用の指示に従わず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(3) 何人も、布製のフェイスマスクやハンドメイドのもの、あるいは鼻及び口を覆う適当なものなどを着用していない場合は、次のことをしてはならない。

(a) 政府機関を含む建物、場所、敷地内に入ること、一般人が商品やサービスを得るために使用する建物や敷地内に入ること。

(b) 商品やサービスを得るために一般の人が使用する政府の建物、場所、または敷地を含む建物、場所、または敷地内に入ること、またはそこにいること。

(c) 公共の場にいること。

(4) 本条(3)(c)の禁止事項は、公共の場所で激しい運動を行う者で、他者との距離を少なくとも1.5メートルに保つことを条件として、適用されない。

(5) 雇用者は、従業員が職務を遂行している間、布製のフェイスマスク、ハンドメイドのもの、または鼻と口を覆う他の適切なものを着用していない場合には、従業員に職務を遂行させ、または雇用の敷地内に立ち入ることを許可することはできない。

(6) (a) 集会を行う屋内外の施設の所有者又は運営者は、その施設の最大収容人数を記載した建物使用許可証を表示しなければならない。

(b) 集会を行う屋内外の施設の所有者又は運営者が、本条(6)(a)に規定する建物使用許可証を表示できない場合、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(7) すべての事業所（スーパーマーケット、売店、食料品店、小売店、卸売青果市場、薬局を含むが、これらに限定されない）の敷地においては、以下の条件を満たさなければならない。

(a) 床面積を平方メートル単位で決定する。

(b) 本条(7)(a)で規定される情報に基づいて、本規則第21条(2)に係る規制を遵守するために、構内収容できる顧客と従業員の数を決定する。これは、健康プロトコルと身体的距離をとる措置を厳守することを条件とする。

(c) 敷地内または敷地外に列をなしている人が、互いに1.5メートルの距離を保つことができるようにするための措置を講じること。

(d) 施設の入り口に一般および従業員が使用するための手指消毒器を設置すること。

(e) 書面により、従業員またはその他の適切な人物を、次の事項を保証するコンプライアンス従業員として指定すること。

(i) 本条(7)(a)から(d)までに規定する措置の遵守。

- (ii) 衛生上の条件及び COVID -19 を持つ人への曝露の制限に関するすべての指示が守られていること。
- (8) その敷地内にある事業所が、本条(7)で定められた顧客および従業員の最大数を超える違反を犯し、有罪判決を受けた場合は、6ヶ月を超えない期間の罰金もしくは禁固刑、またはそのような罰金と禁固刑の両方に処される。
- (9) すべての雇用者は、次の事項を含む従業員の身体的な距離を保つための措置をとらなければならない。
 - (a) 従業員の在宅勤務を可能にし、または従業員が職場に物理的に立ち会う必要性を最小限にすること。
 - (b) 十分なスペースの確保。
 - (c) 対面会議の制限。
 - (d) 既知または公表されている健康上の問題や併存疾患を持つ従業員、または COVID-19 に感染した場合に合併症や死亡のリスクが高くなる可能性のある状態にある従業員に対する特別な措置。
 - (e) COVID -19 に感染した場合、合併症や死亡のリスクが高い 60 歳以上の従業員に対する特別措置。
- (10) 本条(7)に定める要件は、本条(7)で規定されていないその他の建物にも、必要な変更を加えて適用される。
- (11) すべての宅配便および配送サービスは、配送中の個人的な接触を最小限に抑えることを提供しなければならない。
- (12) 1990 年銀行法(Act No.94 of 1990)に定義されるすべての銀行および 2017 年金融セクター規制法(Act No.9 of 2017)に定義される金融機関は、以下の事項を行わなければならない。
 - (a) (i)自らの銀行または金融機関の名称が記載され、各銀行または金融機関の施設及び支店に設置されているすべての現金自動預け払い機に、公衆が使用するための消毒剤があることを確保すること。
 - (ii)現金自動預け払い機に列をなす人々が、互いに 1.5 メートルの距離を保つようにするための措置を講じること。
 - (b) 銀行または金融機関の現金自動預け払い機を設置する第三者が、適切な契約を通じてこれらの規定を確実に実施するための合理的な措置を講じること。

【人の動き】

- 17. (1) すべての人は、次の場合を除き、午後 9 時から午前 4 時までの間、自宅にいなければならない。
 - (a) 別表1に掲げる業務に係る業務以外の業務を行う場合で、関係閣僚の指示による許可又は別表Aの様式第7に該当する許可を受けているとき。
 - (b) セキュリティまたは医療上の緊急事態。
 - (c) 夜間外出禁止時間内にフライトで到着した場合、または夜間外出禁止時間内の移動が必要なため空港へ／から移動している場合。ただし、旅行者がフライトを証明する有効な搭乗券または航空券の写しを所持していることを条件とする。
- (2) 本条(1)の外出禁止令に従わず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。
- (3) 営業を許可されている施設の閉店時間は、午後8時とする。
- (4) (a) レジャーを目的としたハウテン州へ／からの旅行は禁止される。
- (b) 以下の場合、ハウテン州へ／からの旅行は許可される。

- (i) 仕事の責任を果たすため、または調整された警戒レベル4の下で許可されたサービスを行う場合。ただし、別表Aの様式第7に該当する許可を受けていることを条件とする。
- (ii) ハウテン州内外での葬式に参加するための場合。ただし、ハウテン州へ／から旅行するにあたり、最寄りの裁判所又は警察署から葬式への参加について、別表Aの様式4に該当する許可を受けていることを条件とする。
- (iii) ハウテン州を通過する場合。
- (iv) 遺体の搬送の場合。
- (v) 学校や高等教育機関が開設している期間において、日常的に通学している場合。
- (c) 以下の目的の旅行は許可される。
 - (i) 新居への引越し。
 - (ii) 近親である家族の世話。ただし、別表Aの様式6に該当する宣誓供述書を所持していることを条件とする。
 - (iii) 国会議員による監督責任。
 - (iv) 治療を受ける。
 - (v) 隔離施設から自身の居住地へ戻る。
- (5) 裁判所所長又は同所長に指名された者、警察署の署長又は同署長に指名された者は、本条(4)(b)(ii)に定めるとおり、葬式へ参加するための旅行許可書を発行することができる。
- (6) 本規制によるロックダウン期間の前に、自信の居住地や職場に滞在していなかった者で、本規制が実行されることにより、他の州とハウテン州の間を移動できない者は、ハウテン州へ／からの旅行が禁止された後でも、1回限りで、自身の居住地又は職場へ戻ることができる。

【学校、幼児教育センター、高等教育機関の開設・閉鎖】

18. (1)(a) 学校及び高等教育機関は、2021年6月30日までに、対面式授業を閉鎖しなければならない。

【集会】

21. (1) 以下の場合を除き、すべての集会は禁止となる。

- (a) 葬式。
 - (b) 職場にいるとき。
 - (c) 商品及びサービスを購入又は取得するとき。
- (3) 信仰に基づく集会を含む社会的な集会は、2021年7月11日まで禁止となる。それ以降は、本規定が見直される。
- (4) 政治的な行事や伝統的な協議会での集会は、2021年7月11日まで禁止となる。それ以降は、本規定が見直される。
- (5) 職場での仕事の目的での集まりは、すべての健康プロトコルと身体的距離をとる措置を厳守することを条件として許可される。
- (6) 映画館や劇場での集会は、2021年7月11日まで禁止となる。それ以降は、本規定が見直される。
- (7) カジノでの集会は、2021年7月11日まで禁止となる。それ以降は、本規定が見直される。

- (8) 博物館、美術館、公文書館、図書館での集会は、2021年7月11日まで禁止となる。それ以降は、本規定が見直される。
- (9) ジム、フィットネスセンターでの集会は、2021年7月11日まで禁止となる。それ以降は、本規定が見直される。
- (10) 会議、展示会、娯楽施設での集会は、2021年7月11日まで禁止となる。それ以降は、本規定が見直される。
- (11) ビーチ、公園、ダムでの集会は、禁止となる。
- (12) 以下の制約の下、以下の場所での集会は許可される。
- (a) ホテル、ロッジ、ベッド アンド ブレックファスト、タイムシェア施設、リゾート、ゲストハウスは、共有スペースでは少なくとも1.5メートルの距離相互に保つことを条件に、宿泊利用可能な部屋のすべてについて、人を収容することが許可される。
- (b) ホテル、ロッジ、ベッド アンド ブレックファスト、タイムシェア施設、リゾート、ゲストハウスにおける食事施設は、ルームサービスとデリバリーのみ許可される。
- (c) レストラン及びその他の屋内の食事施設は、食品及びノンアルコール飲料の屋外での消費のためにのみ、営業できる。
- (13) 本条(12)(a)から(c)に定める施設の所有者及び管理者は、本規制の遵守を確保しなければならない。
- (14) 本条(12)(a)から(c)に定める施設の所有者及び管理者が、本規制を遵守せず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。
- (15) 本条(12)(b)及び(c)に定める屋内でのサービスを受けた者について、当該サービスを受けることが禁止であることを知っている、又は合理的に知り得たであろう若しくは疑い得たであろうという場合、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。
- (16) オークションのための集会は、2021年7月11日まで禁止となる。それ以降は、本規定が見直される。
- (17) 本規則第17条(3)に定める営業時間および以下の事項を厳守することを条件に、認可されたスポーツ団体によるプロおよびアマチュア (non-professional) の試合を含むスポーツ活動を行うことができる。
- (a) スポーツ担当閣僚が保健担当閣僚と協議の上、スポーツの試合に関する指示を出すこと。
- (b) スポーツの試合の会場には、ジャーナリスト、ラジオ、テレビのクルー、警備員、緊急医療サービス、およびスポーツの試合の会場のオーナーが雇用する必要な従業員のみが入場できる。
- (c) スポーツの試合に必要な人数の選手、審判、サポートスタッフ、メディカルクルーのみがスポーツの試合会場に入場できる。
- (d) スポーツ試合の会場には、観客を入れないこと。
- (e) COVID-19 の感染率が低いまたは中程度の国が関与する国際的なスポーツイベントは許可される。
- (18) スポーツ施設の所有者及び運用者は、上記(17)に定めるスポーツ活動を実施する際には、本条(17)(d)に定める観客の入場禁止の遵守を確保しなければならない。
- (19) スポーツ施設の所有者及び管理者が、本条(18)に定める規制を遵守せず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(20) 本条(17)に定めるスポーツ活動が実施される際に、観客としてスポーツ施設に入場した者がいた場合、当該入場をした者は、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(21) 執行官は、規則に反する集会が行われた場合、以下のことをしなければならない。

(a) 集会に参加している者に対し、直ちに解散するよう命令する。

(b) 集会参加者が解散を拒否した場合は、適切な措置を講じなければならない。この措置には、1977年刑事訴訟法（1977年法律第51号）に従い、集会参加者の逮捕及び拘留を含む。

(22) 信仰に基づくもの、宗教的、社会的、政治的、文化的な集会の召集者が、本条(3)及び(4)に定める規制を遵守せず、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

(23) 信仰に基づくもの、宗教的、社会的、政治的、文化的な集会に参加した者について、参加することが禁止であることを知っている、又は合理的に知り得たであろう若しくは疑い得たであろうという場合、有罪判決を受けた場合には、罰金又は6月以下の懲役或いは両刑併科に処せられる。

【閉鎖される場所や施設】

24.(1) 通常一般公衆に開かれている施設で、本規定で禁止されている宗教的、文化的、娯楽、レクリエーション又は同様の活動が行われる場所または施設は、閉鎖される。

(2) 以下の通常一般公衆に開かれている、又は人々が集まる場所若しくは施設は、閉鎖される。

(a) ジム及びフィットネスセンター。

(b) フリーマーケット。

(c) 祭り及びバザー。

(d) ナイトクラブ。

(e) カジノ。

(f) 居酒屋、簡易食堂、その他同様の施設。ただし、屋外での消費のために食品及びノンアルコール飲料を販売する場合を除く。

(g) レストラン。ただし、屋外での消費のために食品及びノンアルコール飲料を販売する場合を除く。

(h) 会議、展示会及び娯楽のための施設。

(i) 劇場及び映画館。

(j) 博物館、図書館、公文書館及び美術館。

(k) 高齢者の居住施設。

(3) セキュリティおよび保守サービスを提供する人々は、この規則に記載されている場所または施設でこれらのサービスを引き続き行うことができる。

(4) 協調統治及び伝統的問題に責任を負う内閣メンバーは、人々はCOVID-9の感染リスクにさらされる可能性がある場合は、官報に従い、その他の場所または施設を閉鎖することができる。

【一般の者による訪問が規制される場所】

25.(1) 以下の施設への一般による訪問は、関連する閣僚が指示する範囲および方法で許可される。

(a) 矯正センター。

(b) 再勾留施設。

- (c) 警察の留置場。
 - (d) 軍事拘置施設。
 - (e) 治療又は投薬を受けるためのものを除く保健施設。ただし、健康プロトコルを厳守することを条件とする。
- (2) 独立選挙管理委員会は、有権者登録または特別投票のために必要な場合、関係閣僚の指示に定められた範囲および方法で、本条(1)で言及された施設を訪問することができる。

【国境の一部再開】

26. (1) 完全に稼働している 20 の陸地の国境はそのまま稼働し、閉鎖されていた 33 の陸地の国境は閉鎖されたままとなる。
- (2) 次の(3)の規定を条件に、南アフリカ共和国の内外を行き来できる。
 - (3) 南アフリカ共和国の学校に通う近隣諸国からの通勤者で、南アフリカ共和国への出入国が許可されている者は、以下に関連するプロトコルを遵守する必要がある。
 - (a) COVID-19 のスクリーニング、および必要に応じて検疫または隔離を行う。
 - (b) フェイスマスクの着用。
 - (c) 輸送。
 - (d) 安全性と COVID-19 拡散防止に関する健康プロトコルに従った消毒及び身体的距離をとる措置。
 - (4) (a) 国際的な空の旅は、以下の空港に限定される。
 - (i) OR タンボ国際空港。
 - (ii) キング・シャカ国際空港。
 - (iii) ケープタウン国際空港。
 - (iv) ランセリア国際空港。
 - (v) クルーガー・ムプマランガ国際空港。
 - (b) (a)に記載された空港での長距離便の出発および着陸は、本規則第 17 条(1)に規定された夜間外出禁止時間帯に許可される。
 - (c) (a)に記載された空港に到着するすべての外国人旅行者は、旅行日の 72 時間前までに行われた世界保健機関 (WHO) 公認の COVID-19 検査の陰性証明書を提出しなければならない。
 - (d) 旅行者が COVID-19 検査陰性の陰性証明書を提出しなかった場合、旅行者は自費で到着時に抗原検査を行うことを要求され、旅行者が COVID-19 の陽性反応を示した場合には、自費で 10 日間の隔離を要求される。
- (5) すべての商業港は営業を継続し、すべての健康法および国境法施行規則に沿って、小型船舶の港への入港を許可する。

【貨物の輸送】

- 27(1) 鉄道、海上、航空および道路輸送は、他国との間及び南アフリカ共和国国内での貨物の移動のために、国内法および次の(2)に基づいて発せられる指示に従うことを条件に、輸出用および輸入用の貨物の輸送のために許可される。
- (2) 貿易・産業・競争を担当する閣僚は、運輸・財務を担当する閣僚と協議の上、COVID-19 の拡散を防

止・抑制し、COVID-19 パンデミックによる破壊的影響等に対処する必要性を考慮して、輸出または輸入の管理・運営・優先順位付けを規定する指示を出すことができる。

(3) 運輸を担当する閣僚は、協調統治・伝統業務担当閣僚、貿易・産業・競争担当閣僚、保健・司法・矯正サービス担当閣僚、財務・公営企業担当閣僚と協議の上、海上貨物業務及び航空貨物業務に適用される健康プロトコルに関する指示を出すことができる。

【酒類の販売及び供給】

29. (1) 酒類の販売、提供、流通は禁止される。

(2) 酒類の輸送は禁止される。ただし、以下の場合を除く。

(a) 手の消毒剤、殺菌剤、石鹼、工業用アルコール、家庭用洗剤製品を製造する産業でアルコールが必要な場合。

(b) 輸出用の酒類の輸送。

(c) 製造工場から倉庫施設への輸送。

(d) 安全な保管のために、認可を得た施設から輸送する場合。

(3) 輸出用の酒類の輸送は許可される。

(4) 国家的災害事態 (the national state of disaster) の期間中、特別またはイベントの酒類免許は承認されない。

(5) 運輸を担当する閣僚は、協調統治・伝統業務担当閣僚、保健、警察、貿易・産業・競争担当閣僚と協議の上、酒類の輸送及び保管に関する指示を出さなければならない。

(2) 「調整された警戒レベル4」別表

【調整された警戒レベル4】

在宅勤務が可能なのはすべて在宅勤務をしなければならない。ただし、「調整された警戒レベル4」の下では、以下を条件に、自宅外でのあらゆる種類の業務、通勤・通学、業務目的での移動が許可される。

(a) 健康プロトコルと身体的距離措置の厳格な遵守。

(b) COVID-19の職場環境を整えるための措置を講じるために、段階的に職場復帰を行うこと。

(c) 職場復帰は感染症のリスクを回避し、軽減する方法で行われること。

(d) この表の特定の除外事項に記載されていない活動。

(特定の経済的除外事項)

1 夜間の通夜。

2 「after-tears」を含む葬儀後の集まり。

3 すべての集会。

4 政治的な行事や伝統的なコミュニティでの会議。

5 ナイトクラブ。

6 閉鎖されたままの陸の国境。ただし、本規則第26条(1)に記載されている陸の国境を除く。

7 通過儀礼。

8 通過儀礼後の慣習。

- 9 娯楽を目的とした国際旅客船旅行。ただし、小型船舶で、健康法及び国境法の施行に沿ったものを除く。
- 10 スポーツイベントへの観客の参加。
- 11 運輸担当内閣メンバーの指示により定める公共交通機関の業務に関するものを除くもの。
- 12 教育事業に関するものであって、教育担当の内閣メンバーの指示に基づくものを除くもの。